

**関東学院大学（学部）**  
**2016年度入学生初年度学費及びその他諸納金**

（単位 円）

学 部 費 目		国際文化学部	社会学部	経済学部	法学部	理工学部	建築・環境学	人間共生学部		栄養学部	教育学部	看護学部	納入方法等
								コミュニケーション学科	共生デザイン学科				
学 費	入 学 金	※(1) 280,000	※(1) 280,000	※(1) 280,000	※(1) 280,000	※(1) 280,000	※(1) 280,000	※(1) 280,000	※(1) 280,000	※(1) 280,000	※(1) 280,000	※(1) 280,000	授業料、施設費及び実験実習費は4月と10月とに2分の1ずつ納入
	授 業 料	700,000	700,000	700,000	700,000	870,000	870,000	720,000	820,000	820,000	820,000	950,000	
	施 設 費	230,000	230,000	230,000	230,000	300,000	300,000	230,000	230,000	230,000	230,000	300,000	
	実 験 実 習 費	8,000	8,000	—	—	84,000	84,000	52,000	52,000	67,000	65,000	300,000	
	教 育 充 実 費	—	—	※(1) 3,000	—	—	—	—	—	—	—	—	
諸 納 金	学 会 費	7,000	7,000	8,500	10,000	5,000	5,000	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000	学生会費は4月と10月とに2分の1ずつ納入
	教 養 学 会 費	※(1) 3,000	※(1) 3,000	※(1) 3,000	※(1) 4,000	※(1) 3,000	※(1) 3,000	※(1) 2,000	※(1) 2,000	※(1) 2,000	※(1) 2,000	※(1) 2,000	
	学生教育研究災害 傷 害 保 険 料	※(1) 4,660	※(1) 4,660	※(1) 4,660	※(1) 4,660	※(1) 4,660	※(1) 4,660	※(1) 4,660	※(1) 4,660	※(1) 4,660	※(1) 4,660	※(1) 5,370	
	学 生 活 動 支 援 費	※(3) 10,000	※(3) 10,000	※(3) 10,000	※(3) 10,000	※(3) 10,000	※(3) 10,000	※(3) 10,000	※(3) 10,000	※(3) 10,000	※(3) 10,000	※(3) 10,000	
委 託 徴 収 金	同 窓 会 費	※(2) 5,000	※(2) 5,000	※(2) 5,000	※(2) 5,000	※(2) 5,000	※(2) 5,000	※(2) 5,000	※(2) 5,000	※(2) 5,000	※(2) 5,000	※(2) 5,000	同窓会費及び後援会費は4月と10月とに2分の1ずつ納入
	後 援 会 費	15,000	15,000	15,000	15,000	15,000	15,000	15,000	15,000	15,000	15,000	15,000	
	学 生 会 費	—	—	—	—	※(3) 2,000	※(3) 2,000	—	—	—	—	—	
合 計	入 学 時 納 入 金 額	780,160	780,160	779,910	778,660	939,160	939,160	810,660	860,660	868,160	867,160	1,085,370	10月25日までに納入
	1年次10月納入金額	482,500	482,500	479,250	480,000	639,500	639,500	514,000	564,000	571,500	570,500	788,000	
	合 計	1,262,660	1,262,660	1,259,160	1,258,660	1,578,660	1,578,660	1,324,660	1,424,660	1,439,660	1,437,660	1,873,370	

- [注] 1. 授業料、施設費、実験実習費及び学生会費は、4月と10月とに2分の1ずつ納入するものとする。  
2. ※(1)印は、入学時のみ納入するものとし、翌年度以降は納入不要とする。  
3. ※(2)印は、4月と10月とに2分の1ずつ納入するものとする。ただし、正規の修業年限（4年）を超えた場合は納入不要とする。  
4. 後援会費は、4月と10月とに2分の1ずつ納入するものとする。  
5. ※(3)印は、4月に全額を納入するものとし、休学等の理由により4月未納で秋学期に復学する場合は、10月に全額を納入するものとする。  
6. 上記学費・諸納金以外に入学時の寄付金・学債は、徴収しない。ただし、入学後任意の寄付金を募集することがあります。  
7. 在学中の学費は、経済情勢の変動により、改定することがある。